平成２４年（フ）第１７７９号
福岡県春日市白水池３丁目27番地
債務者　小幡　眞雄
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大坪　知弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８０６号
福岡市東区和白東１丁目21番37―206号
債務者　伊村　輝道
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３３１号
福岡市城南区別府２丁目14番11号
債務者　古村　啓介
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　真吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４５０号
兵庫県姫路市保城186番地６、従前の住所兵庫県神崎郡市川町甘地480番地の１
債務者　埴岡建具店こと　神谷　正秀
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田正次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６２号
秋田県湯沢市清水町３丁目７番28号　コーポ清涼202号室
債務者　内藤　和馬
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１２３号
山形市和合町２丁目５番82号
債務者　菊地　恵治
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３７号
山形市大字門伝4160番地３
債務者　髙野　浩美
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４９号
山形市大字沼木567番地１　２―501号雇用促進住宅２号
債務者　山田由美子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５４号
山形市東原町４丁目１番23号
債務者　金子　則之
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５８号
山形市あずま町１番22―408号　市営アパートＢ
債務者　安達　康雄
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６６号
和歌山県日高郡みなべ町筋209番地
債務者　園出久美子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第１７号
沖縄県宮古島市伊良部字前里添３番地６
債務者　濱川　一美
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２４年（フ）第１８号
沖縄県宮古島市平良字西里943番地７
債務者　洲鎌　義治
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２４年（フ）第３６４号
埼玉県深谷市東方町３丁目12番地１　島田貸家６号
債務者　小暮　信広
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４４０号
沖縄県豊見城市字上田184番地　メゾン大城303号
債務者　上地　　隆
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５４６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西６丁目１番地１　ニューシティ高野台201
債務者　大内　貴矢
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５６８号
埼玉県草加市氷川町2158番地15　シャルマン草加207号
債務者　宇賀神孝也
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５６９号
埼玉県春日部市中央２丁目５番地６　カーサ・リキ202、旧住所千葉県松戸市六実１丁目５番地の４　ピアシティ103号
債務者　古井　正則
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係